

校 則

○【指導統一事項】

・指導統一事項とは．．．。

社会に求められる人材となるためには身だしなみが重要であり、高校生としてきちんとした身だしなみで生活することは大切なことである。そこで、指導の統一を図り、身だしなみについて学校として一つの統一した基準をもち指導しようというのが「指導統一事項」である。

・チェック項目

| | | チェック内容 | チェック時間 |
|----|---|---|------------------|
| 男子 | ① | 腰パン：ズボンのホックがとまっていること | 制服着用時 (校外を含む) |
| | ② | 整髪料 | |
| 女子 | ① | スカート：曲げていないこと スカート下のジャージ（自然な状態で見えないこと） | |
| | ② | 化粧（マニキュア・アイプチ・カラーコンタクト・色つきリップ） 化粧器具所持 | |
| 共通 | ① | 装飾品（ピアス・ネックレス・数珠・指輪・等） | |
| | ② | カラーコンタクト | |
| | ③ | 整髪料 | |
| | ④ | まゆ毛（明らかに眉を剃ったり、細くしたりする等加工したもの） | |

*違反者はすべて、特別指導とする。

○【携帯電話及び所持品の指導について】

携帯電話の校内持ち込みは許可する。（但し電源を切り、カバンの中に入れて見えない状態にしておくこと）
校内での使用は禁止：発見した場合、下記のとおり指導を行う。その他、学校への持ち込みが認められない物（学校生活に不要と考えられる物）を発見した場合も下記の通り指導を行う。

～学校への持ち込みが認められない物～（例）

○化粧品 ○ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品 ○カーティガン（女子）
○トランプ、花札等の遊戯類 ○ゲーム機 ○携帯音楽装置等

*その他、上記の物以外に不要と判断される場合も同じ扱いとする。

| 指導回数 | 指導内容 |
|------|---------------|
| 1回目 | A群 生徒指導課長嚴重注意 |
| 2回目 | B群 校長訓告 |
| 3回目 | C群 無期停学 |

○選挙運動違反についての懲戒規定

1 懲戒規定

・満18歳未満 ➡ すべての選挙運動を禁止する。禁止内容は以下とする。

- ①特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票を得させる活動
- ②報酬受取り
- ③文書による選挙運動（ポスター・チラシ配布等）
- ④インターネットでの選挙運動（ホームページ・ツイッター・フェイスブック・LINE等のウェブサイト等を利用する方法）
- ⑤言論による選挙運動（校内・校外）
- ⑥名簿・連絡先を譲り渡す行為

・満18歳以上 ➡ 以下の選挙運動を禁止する。禁止内容は以下とする。

- ①報酬受取り
- ②学校の許可なく文書による選挙運動（ポスター・チラシ配布等）や集会を行う
- ③インターネットでの選挙運動（電子メール等）
- ④立候補届出前のすべての選挙運動を行った場合
- ⑤名簿・連絡先を譲り渡す行為

～参考資料～

- ・「平成27年度明るい選挙推進資料2」～直方市選挙管理委員会～
- ・「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
～文部科学省 初等中等教育通知～
- ・「私たちが拓く日本の未来」～総務省・文部科学省～

2 指導内容

これらの懲戒規定を遵守できない場合、特別指導（校長訓告以上）とする。

○【特別指導について】 *特別指導にあたる行為

○服装・髪型に関するもの

- ・統一事項違反者
- ・スカート等、制服の改造
- ・服装や頭髪等に関する指導に素直に従わなかった場合

【服装規定】

(男子)

- ・ソックス：色は白・紺・黒、ワンポイントまで
スリクォーターソックス以上（くるぶしソックスは不可）
- ・ベルト：黒、紺、茶（就職・進学試験にふさわしいもの）
- ・夏服の下に着る衣服については、白のワンポイントのみとする。
- ・学生服（冬服）の下に着用するシャツ等は襟から見えないものを着用し、華美なものは避ける。パーカーは禁止する。

(女子)

- ・ブラウスの下に着用するものについては、ブラウスの襟からはみ出ないものとする。
- ・ブラウスの上に着用するものについては、学校指定のセーターのみとする。
- ・夏服の下に着る衣服については、上着から透けて色が目立たないものとする。
- ・ソックスはスリクォーターソックス以上とする。色は紺とする。ただし、スラックスの場合は男子の規定と同様とする。
- ・スラックスの場合のベルトについては男子の規定と同様とする。
- ・スカートのウエスト部の折り曲げ、ベルト、サスペンダーの使用を禁止する。
- ・タイツに関して色は黒（80デニール以上のもの）期間は12月～2月のみとする。（式典時における着用は禁止する）
- ・違反カーティガンの着用は禁止する

(共通)

- ・防寒具はマフラー・手袋（どちらも華美でないもの）とし、登下校時のみの着用とする。
- ・防寒着としてコート・ジャンパー・ダウンの着用を登下校時のみ認める。ただし、色は黒・紺・茶のいずれかを基調とした、華美でないものに限る。フードがついているものや、ベンチコートなどは認められない。《新たに追記された項目》
- ・ボタン（前ボタン、袖ボタン両方）の不備が無いようにする。
- ・シャツ出し、下着だし
- ・上履き、体育館シューズの使用は決められた場所を守る。
- ・通学用かばんを持って登下校する。
- ・かばんに付けるキーホルダーなどは1つにし、その大きさはこぶし程度とする。
- ・私靴の使用は禁止する。（学校推奨の靴かグラウンドシューズのみ）
- ・通学靴は学校推奨のローファーとする。色は黒、ヒールの高さは3cm以下とする。
- ・学校指定の制服、カバンなどについては、他のもので代替することはできない。
- ・学校指定の制服、カバンなどを改造した場合は、再購入とする。
- ・制服が正当な理由によって着用して授業を受けることができない場合は体操服の着用を認める。

・頭髪検査の指導に素直に従わなかった場合

【頭髪の基準】

○男子

- ・髪の色 ~~・変形カット（左右刈上げも含む）~~
・変形カット（ただしツーブロックをする際は、刈り上げの位置は眉毛以下の位置とする。）
- ・えりあし（つめえりの下のラインにかからない）
- ・前髪（自然な状態で目にかからない） ・横髪（耳にかかる髪は切る）

○女子

- ・髪の色 ~~・変形カット（左右刈上げも含む）~~
・変形カット（ただしツーブロックをする際は、刈り上げの位置は眉毛以下の位置とする。）
- ・横髪をピンでとめる。
- ・結髪（制服のえりの下のラインより長いものは髪を結ぶ）
- ・髪の結び方
（耳たぶより下、だんごは不可。横髪で眉毛、耳にかかる髪はピンでとめる）
- ・前髪（自然な状態で目にかからない）

○校内生活に関するもの

- ・学校の秩序を乱す行為（授業を含む）
- ・性の逸脱行為
- ・喫煙及び喫煙同席、喫煙具所持
- ・飲酒及び飲酒同席
- ・反社会的な行為に及んだ者（消費者トラブル等に関する事案を含む）
- ・本校が定める立入禁止区域に出入りした場合（荷物検査を行う）

*立入禁止場所：近津神社

体育館裏、体育館2階の外、体育館3階倉庫

講義棟3階のトイレ、講義棟4階（屋上に通じる階段）

特別教室棟3階（屋上に通じる階段）

校内グラウンドより上の敷地等

- ・故意による施設、設備の破損または汚損
- ・暴言及び暴力行為
- ・指導拒否
 - *教員の指導に素直に従わない、または教員に対し、侮辱するような発言をした場合
- ・選挙運動違反

○校外生活に関するもの

- ・性の逸脱行為
- ・喫煙及び喫煙同席、喫煙具所持
- ・飲酒及び飲酒同席
- ・深夜徘徊、遊技場やその他未成年者の立ち入り禁止場所等に出入りした者
- ・無断アルバイト

*原則禁止とするが、以下の条件（成績・出席状況・奨学金等）を満たし、生徒指導課が認めた者のみ許可する。

- ・選挙運動違反

○通学に関するもの

- ・学校への送迎については保護者のみ許可する。
- ・自転車通学者は学校の許可をもらい、ステッカーを必ず貼付し、盗難を防ぐために施錠すること。
 - ・雨天時に関しては、かっぱ等雨具を着用して通学すること。
 - ・校内の坂の上り下りは自転車から降りて行うこと。
 - ・安全面の観点から、任意保険に加入すること。
 - ・通学する際にはヘルメットを着用するように努めること。
- ・交通安全指導拒否
 - *自転車の二人乗り、傘差し運転、携帯電話等を使用しながらの運転、無灯火運転等。
- ・無断運転免許取得
 - *原付・自動二輪バイクの免許取得は禁止する。ただし、自動車免許については3年次に説明会等を受講し、学校長が許可した者のみ取得することができる。
- ・無免許運転

○所持品に関するもの

- ・学校に不要なものを持ってきた者

○欠席や早退等の手続き、欠席、欠課の扱い、考査に関するもの

- ・不正行為（カンニング等）

*その他の事象については別途審議する。

○【制服の移行期間について】

*制服の移行期間は設けない。ただし、夏服への移行は新入生の夏服が届いてからとする。

式典等は4月・5月・11月・12月・1月・2月・3月は冬服で、6月・7月・8月・9月・10月は夏服でのぞむこと。（周年行事等の式典は冬服でのぞむこと）

□【付則】改定した校則で不都合等が生じた場合は再度修正を行うこともある。